

介護保険住宅改修 Q & A 泉佐野市版 追記 2024/11/1～

(1) 手すりの取付け

Q 1 4 【手すり設置の付帯工事】

手すりを取り付ける際、壁の強度が弱く、壁全体の補強などは保険給付の対象となるか。

A 1 4

付帯工事として認められるのは、手すり取り付けのための壁の下地補強のみです。壁全体の補強や壁を新設することは、保険給付の対象外です。

(2) 段差の解消

Q 7 【段差の解消に伴う付帯工事】

床のかさ上げについて、工事に伴う壁紙の補修等はみとめられるか。

A 7

付帯工事には該当せず、保険給付の対象外です。支給対象となる工事に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出してください。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更

Q 5 【床材の変更に伴う付帯工事】

事前申請時の見積書には保険対象外工事が入っておらず、事後申請時提出の写真では、壁紙、ドア等も変わっている。単なる改修ではなく、リフォームのような仕上がりとなった。

A 5

工事の事前と事後の写真が同一の場所であると確認できない場合、保険給付の対象外となる場合があります。必ず事前申請時に工事全体の改修内容がわかるようにしてください。

(例) 浴室の改修工事で、事前申請時にユニットバスにする工事であることが確認できない場合など。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

Q 4 【便器の取替え工事に伴う付帯工事】

小便器の撤去は付帯工事として、保険給付の対象となるか。

A 4

保険給付の対象外です。支給対象となる工事に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出してください。

(6) その他

Q 1 2 【認定有効期間外の支給申請について】

住宅改修の事前申請時点では認定有効期間内であった被保険者が、工事着工時点で認定期間の終了やその後の更新で非該当になった等で認定有効期間内でなくなった場合、保険給付の対象となるか。

A 1 2

認定有効期間内に行われた改修工事が保険給付の対象です。ただし、退院・退所できない場合は、保険給付を受けることはできません。